

ウォーターフロント振興支援事業 実施要領

1. 趣旨

ウォーターフロントを活用し、その魅力をさらに増していくための様々な事業に対して費用を支援するものである。

本事業はウォーターフロント協会が独自財源により、会員の事業発展と、さらなるウォーターフロントの魅力形成に寄与することを目的として実施する。

2. 支援の対象者

一般社団法人ウォーターフロント協会の会員であること。

3. 支援対象の条件

- (1) 各種のプロモーション活動、良好な地域イメージの醸成を狙いとした活動など豊かなウォーターフロント形成のための事業であること。
- (2) ただし、例年行われているイベント等にあつては、原則としてみなとまちづくり推進のための新たな試みが追加されていることとする。

4. 助成金額等

- (1) 助成金額
一件当たり30万円を限度とする。
- (2) 助成件数
助成対象期間あたり1会員につき1件とします。助成金額は各事業との調整の上、申請金額より減額することがある。

5. 支援対象事業の決定

事務局ウォーターフロント協会内に設置する振興支援審査委員会により応募書類等の審査の上、対象事業を決定する。

6. 助成金の支払い

- (1) 決定通知を受け、申請者は、当該事業実施日を含む事業計画書と請求書を協会に提出する。
- (2) 事業計画書と請求書を受けて、協会は、当該事業実施日までに助成金を支払う。

7. 報告など

- (1) 事業実施に当たっては、広報、パンフレット等で協会の助成金を受けていることを記載すること。
- (2) 事業終了後、速やかに別途定める様式により協会に報告すること。また、協会が開催する報告会において、その概要を報告すること。
- (3) 事業による知的所有権は実施者に帰属するが、関連情報を協会が協会活動の中で利用することを認めるものとする。